

**新十津川町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画**

令和8年1月

新十津川町教育委員会

1 本計画の趣旨及び策定の経緯、本町の現状

(1) 計画の趣旨及び策定の経緯

本町では、学校における働き方改革の目的である「教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教員人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること。」を実現させるため、令和6年3月に道で策定した「学校における働き方改革・北海道アクション・プラン（第3期）」に基づき、令和6年5月に「新十津川町立学校における働き方改革推進計画」を策定した。

そして、「新十津川町立学校における働き方改革推進計画」に基づき、本町においても教育職員の働き方改革を推進していたが、令和7年度に給特法等一部改正法により新設された給特法第8条第1項において、「教育委員会は、指針（文部科学大臣が給特法第7条に基づき定める指針）に即して、当該教育委員会が服務監督する教育職員に係る業務量管理・健康確保措置の実施に関する措置の計画を定めるものとする。」と新たに定められ、同時に、実施状況についても毎年度報告・公表することが義務付けられ、単に「働き方改革を推進すること」ではなく、「推進による結果」が求められている。

このことから、本町においても本計画を策定・公表し、「具体的な目標とその達成時期」をより明確化し、これまでよりも一歩進めた「結果を意識した働き方改革」を推進する。

(2) 本町の現状

本町では、令和6年5月に策定した「新十津川町立学校における働き方改革推進計画」において、以下のとおり「目標」、「目指す姿」などを定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

【新十津川町立学校における働き方改革推進計画における「目標」】

●教育職員の時間外在校等時間は「1か月で45時間以内」、「1年間で360時間以内」

【新十津川町立学校における働き方改革推進計画における「目指す姿」】

●教員一人一人が、「変わってきた」と実感できる働き方改革の推進

【新十津川町立学校における働き方改革推進計画における「取組期間」】

●令和6年度から令和8年度までの3年間

【新十津川町立学校における働き方改革推進計画における「主な取組（予定含む）」】

●校務の効率化と役割分担の推進

⇒ICTの効率的な活用、保護者等の地域との連携・協働

●部活動指導に関わる負担の軽減

⇒活動時間は「平日2時間以内、休日3時間以内」、週2日以上 of 休養日の設定

●学校運営体制の見直しなどによる改善

⇒イベント・学校行事等の精選・重点化

●意識の変容を促す取組

⇒ワーク・ライフ・バランスを意識した働き方の推進

●メンタルヘルス対策の推進等

⇒ストレスチェックや面接指導等の実施

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均（1月あたり）	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	26時間01分	11.4%	0%
中学校	31時間16分	19.4%	1.4%
町立学校全体	28時間07分	14.6%	0.6%

※1 対象人数は小学校27人、中学校18人、町立学校全体45人

※2 割合は、1か月ごとに月45時間又は月80時間を上回る人数の合計を対象人数合計×12か月で除して算出した割合

●時間外在校等時間が45時間を超える割合が町立学校全体で14.6%となっている。

●中学校では、月45時間を上回る割合が小学校のおよそ2倍となっており、主に部活動の業務負担が大きくなっている。

●これまでよりも一歩進めた目標を掲げ、その目標に向けて学校と教育委員会が一丸となって働き方改革に取り組むことにより、更なる教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

【参考】令和6年度新十津川町立学校教育職員の時間外勤務の公表（町HP公表分）

令和6年度新十津川町立学校教育職員の時間外勤務の状況

新十津川町教育委員会では、「新十津川町立学校における働き方改革推進計画（第3期）」において、教育職員の時間外勤務時間の目標を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内としています。

対象月	時間外勤務時間別人数				平均時間外勤務時間
	45時間以下	46～79時間	80～99時間	100時間以上	
4月分	31名	13名 (28.9%)	1名 (2.2%)	0名 (0.0%)	36時間31分
	(68.9%)	14名 (31.1%)			
5月分	27名	17名 (37.8%)	1名 (2.2%)	0名 (0.0%)	39時間25分
	(60.0%)	18名 (40.0%)			
6月分	37名	8名 (17.8%)	0名 (0.0%)	0名 (0.0%)	32時間29分
	(82.2%)	8名 (17.8%)			
7月分	43名	2名 (4.4%)	0名 (0.0%)	0名 (0.0%)	23時間24分
	(95.6%)	2名 (4.4%)			
8月分	45名	0名 (0.0%)	0名 (0.0%)	0名 (0.0%)	16時間57分
	(100.0%)	0名 (0.0%)			
9月分	36名	9名 (20.0%)	0名 (0.0%)	0名 (0.0%)	30時間59分
	(80.0%)	9名 (20.0%)			
10月分	33名	11名 (24.4%)	1名 (2.2%)	0名 (0.0%)	35時間07分
	(73.3%)	12名 (26.7%)			
11月分	39名	6名 (13.3%)	0名 (0.0%)	0名 (0.0%)	28時間35分
	(86.7%)	6名 (13.3%)			
12月分	43名	2名 (4.4%)	0名 (0.0%)	0名 (0.0%)	22時間29分
	(95.6%)	2名 (4.4%)			
1月分	45名	0名 (0.0%)	0名 (0.0%)	0名 (0.0%)	20時間00分
	(100.0%)	0名 (0.0%)			
2月分	41名	4名 (8.9%)	0名 (0.0%)	0名 (0.0%)	24時間28分
	(91.1%)	4名 (8.9%)			
3月分	38名	7名 (15.6%)	0名 (0.0%)	0名 (0.0%)	27時間07分
	(84.4%)	7名 (15.6%)			

2 本計画の期間

国においては、令和11年度までに「教育職員の1か月時間外在校等時間を平均30時間程度に縮減すること。」を目標にしている。

そのため、国の目標年度に合わせて本計画の計画期間は、**令和8年度から令和11年度までの4年間**とする。

3 本計画の目標

(1) 教育職員の時間外在校等時間に関する目標

- 1か月の時間外在校等時間が「45時間以下の割合を100%」にする。
- 1年間における1か月の時間外在校等時間の「平均30時間程度」を維持する。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- 1年間の年次有給休暇取得日数を「5日以上を100%」、「10日以上を90%以上」にする。
- ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を「5%以内」とする。

(3) 目標達成の時期等について

- 令和11年度までに達成することを目標とするが、計画期間内で可能な限り早期から達成できるよう目標達成に向けた取組を強化する。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

【参考】学校と教師の業務3分類 ～文部科学省HPより抜粋～

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応 ③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等） ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	⑥ 調査・統計等への回答 ⑦ 学校の広報資料・ウェブサイト作成 ⑧ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 ⑨ 学校プールや体育館の施設・設備の管理 ⑩ 校舎の開錠・施錠 ⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮 ⑫ 校内清掃 ⑬ 部活動	⑭ 給食の時間における対応 ⑮ 授業準備 ⑯ 学習評価や成績処理 ⑰ 学校行事の準備・運営 ⑱ 進路指導の準備 ⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の方向性（主なもののみ）

ア 学校以外が担うべき業務

◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

⇒学校運営協議会が中心となり保護者・地域住民等に広く参加を呼びかけ、学校以外が中心となった見守り活動を継続する。

◆放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応

⇒学校における自主的な見回り活動は原則実施しない。また、補導された児童生徒の引き取りは、保護者が第一義的な責任を負うことを保護者に周知する。

◆保護者等からの過剰な苦情・不当な要求等で学校では対応が困難な事案への対応

⇒学校での対応が困難な事案は、教育委員会が窓口となり対応する。しかし、教育委員会においても対応が困難な事案は、町の顧問弁護士への相談や道のスクールロイヤー事業の活用を検討する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

⇒既に専門業者による対応が最適であるとして委託しているものについては、外部委託を継続する。また、今後も学校の負担を可能な限り軽減できるよう、必要に応じて外部委託する保守・管理、作業等の追加を検討する。

◆部活動

⇒国の目標である令和13年度までに「原則休日の部活動の地域展開」を実現する

ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

◆授業準備、学校行事の準備・運営

⇒2つの項目とも外部人材を必要に応じて活用し、教師の負担軽減を図りながら、児童生徒に魅力ある学習機会を提供する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

●教育課程の編成

⇒当初の目的が形骸化し、十分な効果が見込めない活動・行事等の見直しを行う。

●日課表の工夫

⇒例えば清掃時間（頻度）を見直し、放課後の活動時間を勤務時間内で設定するなど、日課表の工夫を行う。

●デジタル技術の効率的な活用

⇒クラウドサービスの利用拡大や、保護者連絡アプリ（t e t o r u）の運用継続など、デジタル技術の更なる活用を図る。また、ペーパーレス化や通知・調査のデジタル化を含めた校務の効率化を推進する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

●定時退校日の設定

⇒本計画策定期間中に、学校における定時退校日を「月2回以上」設定する。

●有休休暇の取得促進

⇒本計画の目標は、年間平均有給休暇取得日数「10日以上」としているが、「15日以上」の取得も可能となるよう、計画的にまとまった日数を連続して取得することを推奨する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 教育職員の在校等時間の状況把握・公表

- 引き続き、四半期ごとに状況を把握し、町HPで公表する。

(2) 総合教育会議等での報告・公表

- 令和8年度の達成状況及び取組状況は、令和9年度に開催される総合教育会議にて報告し、町HPにおいても公表する。
- 令和10年度以降も、計画期間内は前年度の達成状況及び取組状況を毎年度総合教育会議で報告し、町HPにおいても公表する。

(3) その他

- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り、指導等を適宜実施する。
- 時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、課題がある学校に対しては、可能な限り速やかに状況を改善できるよう、当該学校に対する個別の支援・指導を適宜実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、各学校へ本計画の周知を行う。